

質問書・回答書

No	工事件名	質問・確認・要望事項	回答	回答日	備考
1	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事(工事番号1) 154kV阿武隈北部線ほか新設工事(工事番号2)	【別紙8:阿武隈・沿岸部送電網建設工事に於ける実施設計時の設計条件(地中送電設備)】 2. 特別高圧地中電線の設計、施設条件 ○導体許容温度において常時許容温度と故障瞬時許容温度が示されているが、短時間運用を考慮しなくてもよいのか。	基本は、常時許容温度を条件とさせて頂きます。 なお、事故時の過負荷運用の必要はありませんが、ケーブル選定に必要であれば許容温度(短時間) 105℃として下さい。	7/20	
2	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事(工事番号1) 154kV阿武隈北部線ほか新設工事(工事番号2)	【要求仕様書】 第3章 建設する設備の要求仕様(P4) (1)建設する基本的考え方 ④「事故区間判別装置や事故点評定装置は必要に応じて検討する。」とあるが、設置に関する基本的な考え方を伺いたい。 (例) ・送電線事故時に、自営線か送電線か判別するため、事故区間検出装置を設置する ・送電線事故時に、分岐所の区間を判別するため、事故区間検出装置を設置する ・送電事故時に、事故点を判別できるようにする など	事故発生時に区間判別が出来る様な装置を設置して下さい。 ・電気所で区分された区間単位の事故判別が可能なもの	7/20	
3	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事(工事番号1) 154kV阿武隈北部線ほか新設工事(工事番号2)	福島県内における公共工事における建設副産物の再利用に関する当面の取り扱いに関する基本的考え方(H25.10.25 内閣府原子力災害対策本部)では、建設発生土、アスファルト及びコンクリートの再利用について、基本的考え方が記載されている。この中で、再利用が困難なものについては、廃棄物処理法及び放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、適切に処理するとある。 道路の建設発生土、アスファルト等について、8,000ベクレル/kgを超過した場合は、フクシマエコテック、中間貯蔵施設への搬入は可能か？	廃棄物の放射能が8,000Bq/kgを超過した場合、指定廃棄物申請をして認められれば国が処理責任を負うことになります。しかし、申請手続きには時間を要し、また、処理されるまでの仮保管をする必要があるため、早期に対処方法の検討をお願いします。	7/25	
4	500kV都路変電所新設工事	【別紙5】南いわき二次系短絡電流計算結果によると、都路変電所の500kV母線の短絡電流は39.07kAとされている。 最大短絡電流は、40kAを想定することで良いか。 また、仮に将来の短絡電流増加を考慮することが要求される場合、50kA程度を見込めば良いか。	最大短絡電流は(別紙5)の値とし、要求仕様にある通り、将来分は考慮しないこととしております。 ただし、機器の選定にあたってはJEC定格の標準値より採用として下さい。 (例:550kV系統での40kA選定は不可)	7/25	
5	500kV都路変電所新設工事	【別紙9】変電所・分岐所・開閉所設備設計条件に、500kV変電所の接地抵抗上限目標0.25Ωが示されている。接地抵抗0.25Ω以下は実現困難な可能性があるが、0.25Ωは必須の条件か。	必須条件となります。 (今後東電PGと接地網の共用について協議を行います。入札段階では単独での接地網構成での提出をしてください。)	7/25	
6	500kV都路変電所新設工事	既設南いわき開閉所の500kV設備との接続箇所の責任分界点はどこになるか。	詳細は機器構造を考慮し、東電PGとの協議となりますが、新たに引出設置される500kV開閉器変圧器側の予定です。	7/20	
7	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事, 154kV阿武隈北部線ほか新設工事 500kV都路変電所新設工事	【別紙9】変電所・分岐所・開閉所設備設計条件に遠隔常時監視制御方式とする旨記載されているが、遠隔監視の拠点はどこになるか。監視が必要な項目は何か。また、現地に制御室を設け、現地でも監視・制御できるよう構成する必要があるか。	(4)保護制御システム b. 制御システムに記載がある通り、遠方監視制御装置に相当するものは、本工事の対象外としていますが、遠方監視制御を考慮し設計をしてください。遠方監視制御装置に相当するものは、本工事の対象外のため、遠隔監視の拠点は考慮不要となります。監視に必要な項目は、事故箇所の早期発見、復旧の迅速化ならびに設備の的確な運転・保守が可能なものとし、信頼性、経済性などを総合的に勘案して最も効率的な項目を設計して下さい。 現地でも監視・制御可能な構成として、現地分は本工事の対象とします。	7/20	
8	500kV都路変電所新設工事	【別紙9】変電所・分岐所・開閉所設備設計条件に敷地境界での騒音についての記載があるが、この敷地境界は南いわき開閉所の敷地境界を指すと考えて良いか。	敷地は都路変電所として使用する箇所が敷地となり、その境が境界となります。	7/20	
9	500kV都路変電所新設工事	既設南いわき開閉所とは、柵等で敷地境界を区分する必要があるか。 また、区分が必要な場合はどの程度のものを設置する必要があるか。	電気設備に関する技術基準を定める省令及び電気設備の技術基準の解釈を満たすものとします。	7/20	
10	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事, 154kV阿武隈北部線ほか新設工事	【別紙4】送電関係図で、分岐所で分岐している線路のほとんどには開閉器が設置されていないが、以下の2カ所には開閉器が記載されている。この開閉器は必要か。 ・双葉洪川開閉所の谷津田向け線路 ・川内北開閉所の鬼太郎山向け線路	発電事業者要望により必要となります。	7/20	
11	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事, 154kV阿武隈北部線ほか新設工事 500kV都路変電所新設工事	【別紙9】変電所・分岐所・開閉所設備設計条件に、調相設備が記載されているが、どこに何台設置することを想定しているか。 また、調相設備の開閉は自動制御する必要があるか。あるならば制御方式は。	調相設備の設置箇所は「都路変電所」変圧器三次とします。 総容量は必須としますが、台数については指定しません。 自動制御とし、電圧無効電力制御装置(VQC装置)とします。	7/20	
12	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事, 154kV阿武隈北部線ほか新設工事	分岐所・変電所の土地は造成が必要か。 また、機器の搬入路は確保されているか。	土地の造成も本工事の対象となります。搬入路についても確保が必要です。	7/20	
13	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事, 154kV阿武隈北部線ほか新設工事	【要求仕様書】には、変電所・開閉所・分岐所用地の選定、取得関連業務とあるが、受注者が実施する業務は、取得に関する支援であり、用地交渉、土地の取得(賃借契約or購入契約の判断、賃借料・土地取得費用の決定、支払)については、見積対象外(発注者が実施)とすることでよいのか。	変電所・開閉所・分岐所用地の選定、取得に関する支援、用地交渉とします。契約行為は発注者が実施します。	7/20	
14	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事, 154kV阿武隈北部線ほか新設工事	【別紙9】変電所・分岐所・開閉所設備設計条件では、遮断器は「使用箇所に応じた選定をすること」とされている。定格遮断電流に関しては、「別紙5」南いわき二次系短絡電流計算結果、福島二次系短絡電流計算結果を参照し、遮断可能な機器を選定することで良いか。 また、「別紙8」地中線設計条件では、 ・154kV系:40kA ・66kV系:31.5kA が要求されている。 一方で別紙5では、短絡電流は数kA程度と比較的小さい箇所も多い。地中線も別紙5の短絡電流条件での設計とすることで問題ないか。	別紙5の短絡電流条件により、選定して下さい。 別紙8地中線設計条件の下線は、修正させて頂きます。	7/20	

15	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事	大熊開閉所の受電形態の指定が、資料により異なっている。 ・「(別紙2)工事番号別の指定事項」の工事番号1では、66kV大熊線1,2号#24鉄塔から2回線引き下げ ・「(別紙3)潮流図」では2Lからの1回線受電 ・「(別紙9-5)単線結線図(大熊開閉所)標準例」では2回線受電最終的のどのような形態とすれば良いか。	1回線連系とします。 別紙2、別紙9-5は修正いたします。	7/20	
16	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事 154kV阿武隈北部線ほか新設工事 500kV都路変電所新設工事	【要求仕様書】 p2 (3)要求仕様書等の変更に関する事項 ②受注者による変更提案 キ、「契約締結後、受注者の責めに帰することのできない理由により・・・」とあるが、短期間でのコストダウン提案となり、道路管理者・河川管理者・地権者等との交渉結果が不明確な状況で、提案せざるを得ない内容がある。この場合、受注者として、社会通念上、十分な対応をしたにもかかわらず、交渉が不調となった場合については、「受注者の責めに帰することのできない事由」とみなされるか？	入札時のコストダウン提案は、その難易度も含めて審査しております。実際の工事の段階で、受注者が十分な努力をしたにもかかわらず実施不可の場合は、その扱いについて協議となります。	7/25	
17	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事 154kV阿武隈北部線ほか新設工事 500kV都路変電所新設工事	【要求仕様書】 p4 (5)業務別の参加要件 「常勤で3か月以上の雇用関係にあり、・・・」とあるが、親会社からの出向・転籍した者については、親会社時代の親会社との雇用関係を含め、3か月以上と考えてよいか？	親会社時代からの雇用関係を含めて結構です。	7/20	
18	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事 154kV阿武隈北部線ほか新設工事 500kV都路変電所新設工事	【一般仕様書】 1.5総括代理人、1.6現場代理人 様式-1に記載する経験年数について、出向・転籍前に、工事発注者として経験した、「工事の施工、災害の防止ならびに環境対策の総指揮」に関する経験年数は認められるか。	No, 17同様に経験年数として認めます。	7/20	
19	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事 154kV阿武隈北部線ほか新設工事 500kV都路変電所新設工事	【参加表明書提出時に添付する参加資格確認書(様式1-2)の添付資料について】 資格・実績を確認できる資料を添付することとなっているが、個人の資格については、一般仕様書 様式-1「総括代理人、現場代理人、主任技術者、災害防止責任者、有資格者 届」に記載の上、提出するののか。 また、上記「様式-1」には、作業班が保有する資格の保有者まで記載することとなっているが、現状では、施工班が決まっていない。 この部分については、契約後でもよいか。	様式-1への記載は、添付資料があれば省略可能です。 また、作業班が未定であれば決定後、速やかに提出をお願いします。	7/20	
20	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事 154kV阿武隈北部線ほか新設工事	【要求仕様】 第3章(1)⑤東電PGの買取契約ポイント(=福島送電の振替点)にVCTを設け取引電力量を計測する。 →VCT・取引電力量計は、電力会社支給とし取付スペース(計器取付BOX)を見積もりに反映をすることでよいか! (電力工事費負担金範囲の確認)	VCT・取引電力量計は東電PG支給とし、VCT取付スペース、計器取付BOX等を反映してください。	7/20	
21	66kV双葉北部線・双葉浪江線新設工事 154kV阿武隈北部線ほか新設工事	変圧器の定格電圧については、下記の通り規定されている。 ・500kV主変圧器定格電圧:512.5kV/147kV/63kV ・154kV主要変圧器定格電圧:154kV/66kV/22kV ・66kV主要変圧器定格電圧:66kV/22kV及び66kV/6.6kV 特別高圧地中電線路の送電容量(電流値)算出にあたり、使用する電圧値を教えてください。 154kV:147kV or 154kV 66kV:66kV or 63kV	質問頂きました内容についての回答ですが 154kV:147kV 66kV:66kV となります。	7/25	
22	500kV都路変電所新設工事	変圧器設置に伴う工事計画書における電磁誘導計算書については、省略可能であることを条件としてよいか。 省略不可の場合、電磁誘導計算書は東京電力パワーグリッド送電系統に係るものであり、計算書作成・対策工事は見積対象外(発注者が実施)とすることでよいか。	見積対象外とします。	7/20	
23	500kV都路変電所新設工事	都路変電所の結線図について ・500kV変圧器二次、154kV母線の断路器が無いが、設置することでよいか。(154kV系統停電の際に、二次66kV系統の発電支障を回避するため) ・500kV変圧器三次、66kV所内変圧器の一次側結線は中性点抵抗接地とするため星形結線とすることでよいか。	○結線図は標準例のため変更可能です。 ・断路器については、本工事では発電支障を許容しますので500kV変圧器二次の母線断路器は不要です。 ・結線方式は指定しませんが、技術的根拠、系統要件を考慮し選定してください。	7/20	
24	【共通】	施工中、支障となる工作物については、移設可能という認識で宜しいでしょうか。 また、その際に発生する費用については、工事範囲外という認識で宜しいでしょうか。	・移設を回避するよう調整・設計することも本業務対象範囲となりますが、やむを得ず工作物等の移設が生じた場合、移設対象物の所有者に対し、発注者が移設費用を負担することとなります。	7/25	
25	【共通】	住民説明会は工事範囲内での対応との認識で宜しいでしょうか。	施工業務を遂行する上で必要である住民説明会への対応はお願いします。	7/20	
26	【共通】	工事範囲内に保安林はありますか。また、ある場合の諸手続きは工事範囲外という認識で宜しいでしょうか。	工事範囲内に保安林は工事番号1に一箇所存在しますが、現在は当社にて対応中です。	7/20	
27	【共通】	放射線管理有資格者の資格要件は、第二種放射線取扱主任者で宜しいでしょうか。	当該エリアでの作業が、除染等業務または特定線量下業務に該当する場合は、放射線管理者を選任する必要があります(除染等業務ガイドライン、特定線量下業務ガイドライン) 放射線管理者は、放射線取扱主任者等の国家資格保有者のほか、専門機関による講習受講者から選任することが望ましいとされており、国家資格保有者が必須ではありません。	7/25	
28	【共通】	工事範囲内で立入禁止区域がありますでしょうか。また、立入禁止区域に入る場合の対策はどのような対策を講じたらよいかご教示ください。	福島県広域については、現在、避難指示区域が存在します。詳細は、県HPまたは市町村HPをご確認下さい。	7/20	
29	【共通】	見積項目としては、工事項目毎に分ける必要がありますか。また、分ける際にはどのように分けられたいかご教示ください。	HPに公開の「08-参考資料1-請負工事費の積算構成表」を元に見積項目を工種単位にて分けて下さい。 なお、工事番号3については、入札実施要項「15. 機器の調達に関する事項」に記載のある機器は、調達額を個別に項目とし分けて下さい。	7/20	

30	【別紙9】 変電所・分岐所・開閉所設備 設計条件	3.(2)機器配置のa項に記載のある騒音について、敷地中央に配置するとありますが、敷地中央に配置することで騒音の基準はクリアできるという認識で宜しいでしょうか。	基本的な考え方を示したものです。 騒音検討も本業務の範囲となります。	7/20	
31	【別紙9】 変電所・分岐所・開閉所設備 設計条件	変電所等を設置する敷地内には埋設物等はないとの認識で宜しいでしょうか。	敷地内調査も本業務の範囲となります。	7/20	
32	【別紙9】 変電所・分岐所・開閉所設備 設計条件	機器の搬入については、既設道路を使用出来るものとの認識で宜しいでしょうか。	搬入に関する事項も本業務の範囲となります。	7/20	
33	【別紙9】 変電所・分岐所・開閉所設備 設計条件	変電所等を設置する予定地に畑もあるが、農地転用の申請は事前に行われているとの認識で宜しいでしょうか。	農地転用の申請は福島送電名で行います。また、これに伴う地権者・自治体説明についても福島送電で行いますが、申請書に必要な図面等の作成、説明への随行・サポートなどは対象業務に入ります。	7/25	
34	【別紙9】 変電所・分岐所・開閉所設備設計条件	各工作物の設置に必要な広さが確保できているとの認識で宜しいでしょうか。	各工作物に必要な用地選定、測量等は本業務の範囲となります。	7/20	
35	【安全仕様書】	1.9に記載のある環境管理担当者を必要により設置するとありますが、その際に必要となる資格等あればご教示ください。	必要となる資格は必要ありませんが、必要により配置して下さい。	7/20	
36	【基本設計図】	各変電所・分岐所・開閉所の単線結線図及び配置図等の図面がございません。ご提示願います。	本業務は詳細設計付工事入札のため単線結線図、配置図作成も対象となります。 変電所・開閉所の単線結線図については標準例として別紙に添付されております。	7/20	
37	【基本設計図】	マンホール部分も含め、接地に関する図面がございません。ご提示願います。	本業務は詳細設計付工事入札のため、図面作成も対象となります。 構造物については、必要な接地を施して下さい。	7/20	
38	【基本設計図】	監視制御システムに関する図面がございません。ご提示願います。	本業務は詳細設計付工事入札のため監視制御システムも設計範囲対象となります。 (4)保護制御システム b. 制御システムに記載がある通り、遠方監視制御装置に相当するものは、本工事の対象外としていますが、遠方監視制御を考慮し設計をしてください。遠方監視制御装置に相当するものは、本工事の対象外のため、遠隔監視の拠点は考慮不要となります。監視に必要な項目は、事故箇所の早期発見、復旧の迅速化ならびに設備の的確な運転・保守が可能なものとし、信頼性、経済性などを総合的に勘案して最も効率的な項目を設計してください。 現地でも監視・制御可能な構成として、現地分は本工事の対象とします。	7/20	
39	【送電網整備工事工程表】	阿武隈送電線において冬季期間積雪で施工できない期間が発生しますでしょうか。発生する場合期間をご教示願います。	冬期は地域により積雪、凍結等により工事に支障が出る可能性が考えられます。地域の事情に明るい事業者と協力するなど情報収集して対応をお願いします。	7/20	
40	【要求仕様書:P4台3章(1)③】	「地中送電線は管路埋設方式を基本とするが、条数が少ない区間は直接埋設方式も可とする。」とありますが、地中送電規定第8-4条に定められている車両その他の重量物の圧力を受けるおそれがある場所においては1.2m以上確保できれば施工可能という理解で宜しいでしょうか。	別紙8地中線設計条件を網羅されていれば、問題ありません。	7/20	
41	【送電管路埋設】	掘削残土の処理方法もしくは指定箇所の有無、ならびに標準運搬距離についてご教示ください。	掘削残土の放射能が8,000Bq/kgを超過した場合、指定廃棄物申請をして認められれば国が処理責任を負うこととなります。 しかし、申請手続きには時間を要し、また、処理されるまでの仮保管をする必要があるため、早期に対処方法の検討をお願いします。 8,000Bq/kgを下回る掘削残土については、他の工事と同様、産業廃棄物として適切に処理をお願いいたします。	7/25	
42	【送電管路埋設】	埋設表示シート、通線紐の仕様についてご教示ください。	【埋設表示シート】 管路の上部から300mm離れた上部に表示シートを敷設する。 仕様については、土壤に敷設するため環境へ配慮したものとして下さい。 【通線紐】 必要であれば、独自に判断して下さい。	7/20	
43	【送電管路埋設】	河川横断箇所(推進工法採用箇所)付近の柱状図、土質調査結果等ご教示ください。	本業務は詳細設計付工事入札のため、柱状図および土質調査についても対象となります。 最適な敷設方法を検討して下さい。	7/20	
44	【別紙9】 変電所・分岐所・開閉所設備 設計条件	開閉所や分岐所に監視カメラの導入は必要でしょうか。ご教示ください。	本業務は詳細設計付工事入札のため要否も含め業務範囲となります。	7/20	
45	【別紙9】 変電所・分岐所・開閉所設備 設計条件	監視カメラの導入が必要な場合、以下の要件をご教示ください。 ■タイプ 固定式 or 可動式 ■夜間撮影距離(〇〇m) ■レコーダー有無(※有の場合は録画時間) 有(時間) or 無 その他、必要解像度、フレームレート等の条件があればご教示ください。	本業務は詳細設計付工事入札のため要否も含め業務範囲となります。	7/20	
46	【別紙9】 変電所・分岐所・開閉所設備 設計条件	500kV送電用変電所における東電PGへの制御情報伝送については、CDT装置を導入すればよいですか。もしくはPLCなどのインターフェースが必要となるのでしょうか。ご教示ください。	制御情報伝送については、東電PG側と協議により決定となりますが、システムが異なることが、予想されるため、なんらかのインターフェースが必要となります。 情報伝送装置の仕様提供をふくめて、7月25日回答とします。	7/20	
47	【別紙9】 変電所・分岐所・開閉所設備 設計条件	東電PGへの制御情報伝送は、500kV送電用変電所のみで宜しいでしょうか。	制御情報伝送については、東電PG側と協議により決定となりますが、500kV送電用変電所のみと想定しております。	7/20	

48	【別紙9】 変電所・分岐所・開閉所設備 設計条件	東電PGへの制御情報伝送以外に、全ての変電所、開閉所及び分岐所の設備監視を 目的としたSCADAの導入は必要でしょうか。	(4)保護制御システム b. 制御システムに記載がある通り、遠 方監視制御装置に相当するものは、本工事の対象外としてい ますが、遠方監視制御を考慮し設計をしてください。遠方監 視制御装置に相当するものは、本工事の対象外のため、遠 隔監視の拠点は考慮不要となります。監視に必要な項目は、 事故箇所の早期発見、復旧の迅速化ならびに設備の的確な 運転・保守が可能なものとし、信頼性、経済性などを総合的に 勘案して最も効率的な項目を設計してください。 現地でも監視・制御可能な構成として、現地分は本工事の 対象とします。	7/20	
49	【別紙9】 変電所・分岐所・開閉所設備 設計条件	現地や遠隔にてリモート等の制御は行われるのでしょうか。 行われるのであれば、その内容や仕様などをご教示ください。	(4)保護制御システム b. 制御システムに記載がある通り、遠 方監視制御装置に相当するものは、本工事の対象外としてい ますが、遠方監視制御を考慮し設計をしてください。遠方監 視制御装置に相当するものは、本工事の対象外のため、遠 隔監視の拠点は考慮不要となります。監視に必要な項目は、 事故箇所の早期発見、復旧の迅速化ならびに設備の的確な 運転・保守が可能なものとし、信頼性、経済性などを総合的に 勘案して最も効率的な項目を設計してください。 現地でも監視・制御可能な構成として、現地分は本工事の 対象とします。	7/20	
50	全工事	【入札実施要項:P2(4)①】 提案上限金額には、道路占有料、許認可申請費用、地権者との用地交渉費用等は含 まれていないようです。上記業務は本工事対象外と解釈して宜しいでしょうか。	道路占有料、申請手続きに関わる手数料等は発注者側にて 負担いたしますが、これらの労力・人件費については受注者 側の負担となります。	7/20	
51	全工事	【入札実施要項:P3(5)】 (イ)福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱に基づく入札参加制限者でない こと条件がありますが、今回の参加資格として福島県への工事等入札参加資格の申 請(指名願)を提出・受理されていることが必須という理解で宜しいでしょうか。	工事等入札参加資格の申請の有無は問いません。	7/20	
52	全工事	【入札実施要項:P4(5)】 配置技術者は常勤で3ヶ月以上の雇用関係にあることと記載がありますが、見積提出 日(8/8)、本契約予定日(8/22)いずれを基準日としたら宜しいでしょうか。	本契約予定日を基準日として下さい。 ・工事番号1および工事番号2:8月29日 ・工事番号3:9月12日	7/20	
53	全工事	【入札実施要項:P4(5)】 設計業務の要件にて、有資格者を現場代理人及び監理技術者として配置できることと ありますが、施工業務の現場代理人や管理(監理)技術者と兼務することは可能でし ょうか。	現場代理人と管理(監理)技術者の兼務は禁止するものとしま す。	7/20	
54	全工事	【入札実施要項:P4(6)】 再委託について、再委託する業者を参加表明書もしくは参加資格確認書等に明記す る必要はないという理解で宜しいでしょうか。	必要ありませんが入札要項の条件が満たされた業者選定を お願いします。	7/20	
55	全工事	【事業全体】 本工事に係る工事用地につきまして、主に県道等の公共の土地と思われそうですが、行 政含めて土地所有者からの土地利用と工事同意が取れているものと考えて宜しいで しょうか。また、今回の計画地に民間所有者の土地が含まれている場合も同様に土地 利用と工事同意が取れているという理解で宜しいでしょうか。	県管理下の道路への埋設については、基本了解を得ており ます。また、自治体所有地での協力打診等も一部実施してい ますが、民地も含め、地点毎の正式な同意の取付は今回工 事の実施、支援範囲に含まれます。	7/20	
56	全工事	【審査基準書:P3 3.5】 審査結果公表後の契約交渉とは具体的にどのような交渉を計画されておりますでし ょうか。価格交渉、もしくは契約内容についての交渉、またはその両方になりますでし ょうか。また、価格交渉の場合、交渉期間が各メーカーの夏季休暇期間と重なる為、契約交 渉の日程を8月下旬等に変更は可能でしょうか。	受注候補者に対して価格交渉および契約内容の交渉をさせ て頂きます。 スケジュールについては、見直しを行いましたのでご確認を お願いします。	7/20	
57	全工事	【(案)請書P11 第25条 4】 ここに記載のある不可抗力には、万が一の地元住民や市民団体等からの事業反対ス トライキ等による事業計画の遅延や、その行為に起因する工事変更も含まれるという理 解で宜しいでしょうか。	ご質問頂いた通りです。	7/20	
58	全工事	【(案)請書P12 第31条】 請負金の支払いは記載の通りの指定月に全額現金支払いという理解で宜しいでし ょうか。	指定月の月末に所定の口座へ全額入金させていただきます。	7/20	
59	共通	「公募」から「コストダウン提出書」提出までの期間が非常に短く検討の時間が十分確保 できないと考えます。スケジュールの見直しを要望いたします。	スケジュールについて、見直しを行いましたのでご確認をお 願いたします。	7/20	
60	共通	今回の公募は、「公募型コストダウン提案方式」であることから、設備の仕様は法令に抵 触しないこと、機能が著しく低下しないことを考慮したうえで、コストダウン案の提案をさ せて頂くものと理解しております。従いまして「必須事項」(下線部分)につきましても、コ ストダウン提案をさせて頂くよう要望いたします。	必須事項の一部見直しを行いましたのでご確認をお願いしま す。 なお、必須事項の諸元については変更出来ないものと致しま す。	7/20	
61	共通	コストダウン提案書の提出期限ですが、質問書の回答が7月20日であり、同日にコスト ダウン提案書を提出することとなっております。質問書の回答から、一定の検討期間の のちにコストダウン提案書を提出するスケジュールに見直し頂きますよう要望いたしま す。	スケジュールについて、見直しを行いましたのでご確認をお 願いたします。	7/20	
62	共通	保安対策費の対象範囲の確認 ・現時点の帰還困難区域での放射線環境測定値の開示をお願いします。 ・8,000ベクレル/kg以上の発生土処理についてご指示をお願いします。 ・除染作業と同様に危険手当等が必要なかご指示をお願いします。	■帰還困難区域での放射線環境測定値 以下のサイトを参照ください(原子力規制委員会) http://radioactivity.nsr.go.jp/ja/contents/13000/12476/view.html ■8,000Bq/kg以上の発生土処理 廃棄物の放射能が8,000Bq/kgを超過した場合、指定廃棄物 申請をして認められれば国が処理責任を負うことになります。 しかし、申請手続きには時間を要し、また、処理されるまでの 仮保管をする必要があるため、早期に対処方法の検討をお 願いたします。 ■危険手当等 除染等業務または特定線量下業務に該当する場合は、特殊 勤務手当を支給するのが妥当と考えます。	7/25	
63	共通	請負者の役割分担範囲を明確にしたい。 ・道路占用調整業務は事業者で行うのが原則であると認識しております。請負者は資 料作成等の補助業務、協議時の同行等と考えますが、具体的な内容について開示を お願いします。	占用調整の代表者はあくまで福島送電ですが、調整に係わる 諸業務(調査・設計・測量・資料作成・協議の同行等)はご質 問のとおり請負者に実施して頂きます。	7/20	

64	共通	総括代理人、現場代理人のそれぞれの役割について開示をお願いいたします。	一般仕様書および安全仕様書をご確認下さい。	7/20	
65	共通	保安対策における検討資料である「放射線管理仕様書」の開示をお願いいたします。	福島送電としての放射線管理仕様書は特に定めていませんが、除染等業務、特定線量下業務に該当する場合には、除染電離則、除染業務・特定線量下業務ガイドラインなどの関連法令に則り、放射線管理の徹底をお願いいたします。	7/25	
66	共通	建設業法上、第1種電気主任技術者の配置は必要ないと理解しております。主任技術者の必要性についてご教示をお願いします。	対象法は、電気事業法となります。電気主任技術者の選任は、電気工作物の工事に必要なものであることから、配置しております。なお、工事番号1, 2については、第2種電気主任技術者、工事番号3については、第1種電気主任技術者の配置となります。	7/25	
67	共通	要求仕様書:P2第1章(4)①イ 事前調査業務及び関連業務 近隣対策、道路占用調整等、関係法令にわたる協議等については、助勢のみの理解でよろしいでしょうか。	道路調整についてはQ63のとおりです。近隣対策や法令協議等についても、事業主体としての責任は福島送電が果たしますが、対応、調整、必要となる検討や資料作成等は可能な限り請負者において実施して頂きます。	7/20	
68	共通	要求仕様書:P3 第1章(4)②イ に用地選定、取得関連業務とありますが、用地選定のアドバイスおよび図面作成等とし、地権者交渉渉業務等は含まない理解でよろしいでしょうか。	地権者との直接交渉も実施していただきます。行政を通じての情報収集や契約行為、その他状況に応じて事業主体としての必要な役割は福島送電が実施します。	7/20	
69	共通	要求仕様書:P3 第1章(5)③イ に発注者が実施する検査への協力とありますが、具体的にどのような検査かをご教示をお願いします。(項目をご提示いただきたく)	項目、実施方法の詳細は今後の協議によりますが、検査目的としては、電気設備技術基準に適合していることを確認する検査となります。内容は一般送配電事業者レベルを想定しております。	7/25	
70	共通	要求仕様書:P3 第1章(5)④ウ に許認可申請業務とありますが、弊社は許認可申請業務の助勢と理解してよろしいでしょうか。また、許認可申請業務についてどのような項目か、ご教示をお願いします。	支援業務として、内容検討、資料作成を主体的に行って頂きます。対象事項としては、電気事業法関係の工事計画申請、河川区域内工事の申請、立入制限区域への立入許可、道路占用、道路使用、等が予想されます。	7/20	
71	工事番号1・2	【設備形成】 ○管路構成について ・管路構成については「点検管」を設置することとなっているが、「点検管」の目的および送電ケーブル管径と同一でなければならない理由の開示をお願いします。 また、TC管径がφ130mmもしくはφ150mmでなければならない理由を開示をお願いします。	点検管は、緊急時の引き入れを考慮しておりますが、本業務は詳細設計付工事入札のため、管路構成も検討の対象となります。TC管についても、管路以外のルートが確保出来れば不要であり、点検管同様に管路構成の検討も行って頂きます。また、TC管は必要条数が確保できる管径が条件です。	7/20	
72	工事番号1・2	【設備形成】 ○橋梁添架の検討資料である「福島県の手引書」の開示をお願いします。	資料は御座いません。なお、既設橋梁への添架は基本的に許可されない見通しであります。入札時には福島県にて定めている「土木設計マニュアル(橋梁編)」等を参考に検討頂き、現場適用可否は、道路管理者及び河川管理者、鉄道管理箇所からの指示、協議によります。	7/25	
73	工事番号1・2	【測量】 行政との基本協議において、「道路台帳による占用申請書類の作成」について確認されておりますか。 また、道路台帳の利用ができない場合は、全線測量を実施しないと詳細設計ができないと考えてよろしいでしょうか。	占用申請の作成については、福島県と調整中です。本業務は詳細設計付工事入札のため、必要と思われる測量等は実施して下さい。	7/20	
74	工事番号1・2・3	変電所・開閉所(都路変電所、阿武隈北変電所、両竹変電所、毛戸変電所、大熊開閉所、川内北開閉所、双葉渋川開閉所)設置予定箇所のボーリングデータがないため、基礎支持形式が不明です。資料の開示をお願いします。また、設置予定箇所の造成工事は発生するのでしょうか。	必要な調査の実施も本業務の範囲となります。また、設置予定箇所の造成工事も範囲となります。	7/20	
75	工事番号1・2	変電所・開閉所・分岐所等の接地設計(目標抵抗値取得のための設計)のためのデータ(大地固有抵抗値)について開示をお願いします。	必要な調査の実施も本業務の範囲となります。	7/20	
76	工事番号3	都路変電所の接地工事は既設の東電殿南いわき開閉所と接地線とを接続する対応でよろしいでしょうか。	今後東電PGと接地網の共用について協議を行います。入札段階では単独での接地網構成での提出をしてください。	7/25	
77	工事番号1・2・3	地質調査後、基礎工事の見積り内容と異なる結果が出た場合は、変更精算の対象と理解してよろしいでしょうか。	扱いについては、協議により判断させていただきます。	7/25	
78	工事番号1	大熊開閉所の図面が2通りあります(大熊線1, 2号との連系(2回線)、2号のみ(1回線)連系)。どちらが正しいでしょうか?	1回線連系とします。 別紙2、別紙9-5は修正いたします。	7/20	
79	工事番号1	別紙2 工事番号1 両竹第1、第2発電所の自営線を共設するとは、両竹第1、第2発電所の自営線の管路工事・ケーブル工事今回の見積り範囲に含まれるのか確認したい。お見積りの範囲である場合、お見積り範囲・仕様をご教示ください。	自営線の管路・MH等は見積りに入れる範囲です。自営線のケーブル工事については、対象外となります。仕様は詳細設計の対象となります。	7/20	
80	工事番号1・2	別紙2 計画ルート図 工事番号2 ルートA案、ルートB案とはそれぞれ第1案、第2案でよろしいでしょうか。	その通りです。 ルートA案が第1案、ルートB案が第2案を指します。 上述のとおり、別紙2を修正しました。	7/20	
81	工事番号1	別紙1 谷津田太陽光発電所は双葉北部線となっておりますが、別紙3, 4では双葉浪江線となっております。どちらが正しいでしょうか?	別紙3, 4が正となります。 別紙1を(誤)双葉北部線→(正)双葉浪江線に修正しました。	7/20	
82	工事番号1	別紙1, 3, 4 酒井第一大太陽光発電所、酒井第二大太陽光発電所の容量と開閉所への連系の方法がそれぞれで異なっております。どれが正となりますか。	別紙4が正となります。 別紙1, 3を修正いたしましたので、ご確認下さい。	7/20	

83	工事番号2	別紙2 計画ルート図 工事番号2 第1案ルート 毛戸変電所より約1400m、再エネ事業者自営線が既に布設されております。今回、2回線(再エネ自営線2回線)が並行する自営線を収容する管路はお見積り対象外でよろしいでしょうか。	別紙2には既設設備は記載されておりません。 工事番号 第1案ルートにおいては、66kV毛戸線に加え、毛戸変電所～毛戸ダム東端三叉路(約930m)まで自営線3回線、毛戸ダム東端三叉路～毛戸ダム北側三叉路(約570m)までの間が自営線2回線を収容する管路が見積り範囲に入ります。	7/20	
84	工事番号2	別紙2 計画ルート図 工事番号2 第2案ルート 毛戸変電所より約1400m、再エネ事業者自営線が既に布設されております。今回、3回線(再エネ自営線3回線)が並行する自営線を収容する管路はお見積り対象外でよろしいでしょうか。	別紙2には既設設備は記載されておりません。 工事番号2第2案ルートにおいては、66kV毛戸線に加え、毛戸変電所～毛戸ダム東端三叉路(約930m)まで自営線2回線、毛戸ダム東端三叉路～毛戸ダム北側三叉路(約570m)までの間が自営線1回線を収容する管路が見積り範囲に入ります。	7/20	
85	工事番号2	別紙2 計画ルート図 工事番号2 第2案 阿武隈北変電所の西側200m程度は並行ルートですが自営線を収容する管路はお見積り対象外でよろしいでしょうか。	154kV阿武隈北部に加え、葛尾方面に北上する共用送電線2回線・自営線3回線を収容する管路が見積り範囲に入ります。	7/20	
86	工事番号2	別紙2 計画ルート図 工事番号2 第1案 阿武隈北変電所から毛戸変電所へ向かい約1000m程度は4回線(再エネ自営線2回線、葛尾方面供用送電線用管路2回線)が並行ルートですが自営線を収容する管路はお見積り対象外でよろしいでしょうか。また、別紙3, 4から5回線(再エネ自営線3回線、葛尾方面供用送電線用管路2回線)と思われるがご確認をお願いします。	自営線を収容する管路は見積り対象として入れてください。 別紙3, 4は第2案ルートに記載されておりまして、各々第1案ベースの図面を追加いたしましたのでご確認ください。	7/20	
87	工事番号2	別紙2 計画ルート図 工事番号2 第2案に接続先分岐所が変更される再エネ事業者自営線はどの事業者(容量)かご教示をお願いします。また第1案時には毛戸変電所、第2案時には阿武隈北変電所へ接続することでよろしいでしょうか。	別紙3, 4は第2案ルートに記載されておりまして、各々第1案ベースの図面を追加いたしましたのでご確認ください。	7/20	
88	工事番号1・2	別紙2 計画ルート図 今回、見積り対象外の並行する自営線を収容する管路については、送電容量検討には含めないことでよろしいでしょうか。	熱容量計算の際は、自営線の影響を含めて検討してください。	7/20	
89	工事番号1・2	別紙2 計画ルート図 自営線を収容する管路を含めて施工する箇所の自営線のケーブル(容量、電圧、ケーブルサイズ)については別紙4の通りでよろしいでしょうか。記載なき箇所についてはご教示ください。 工事番号1 両竹変電所東側400m 記載なし 工事番号2 川内北分岐所-国道399号合流 CVT3×150sq 電圧:記載なし	自営線に限らず別紙4に記載されている線種はすべて標準例です。 潮流条件から適切な線種を選定して下さい。(記載ない区間についても同様)	7/20	
90	工事番号1	別紙2 計画ルート図 工事番号1 井田川分岐所-村上分岐所 は66kV双葉北部線1番 1回線 布設となっているが、別紙3, 4では66kV双葉北部線1、2番 2回線 布設となっております。どちらが正しいかご教示をお願いします。	別紙3, 4が正です。 別紙2については、修正いたしました。	7/20	
91	工事番号1・2	要求仕様書:P4 第3章(1)④ VCT装置設置箇所については、別紙4送電関係図に記載している「計量器」の箇所に設置する理解でよろしいでしょうか。	ご質問いたした通りです。	7/20	
92	請書	本工事は請書の提出により契約が成立となりますが、工事金額が高額でありますので、請書ではなく甲乙での契約書締結として頂けないでしょうか？	請書(案)を公開させて頂きましたが、当社の希望としては請書にて契約(締結)させて頂きたいと思っております。	7/25	
93	請書	第15条(主任技術者・監理技術者) 本文には建設業法第25条と記載がありますが、第26条ではないでしょうか？	訂正させて頂きます。	7/20	
94	請書	第18条(条件変更等) 本文には、「第一項(1)～(3)に該当する事実を発見したときは、ただちにその旨を発注者に通知し、その内容を確認するよう請求することができる」とありますが、この請求行為後の“発注者の調査”ならびに“受注者への調査結果の通知”等が不明でありますので、これらを反映いただけますか？	第18条2項に記載の通り、「必要があると認めるときには、本工事の内容および工期の変更を行うことができる」としておりますので、ご理解頂きたいと思っております。	7/20	
95	請書	第30条第一項(工事遅延の場合における損害賠償金) 本文には、「損害賠償金として遅延1日につき請負総額の1000分の4に相当する金額」となっていますが、弊社希望といたしましては1000分の1であります。	請書(案)を公開させて頂きましたが、当社の希望としては請書(案)に記載した通りです。	7/20	
96	請書	第33条(下請代金の支払) 本文には、「建設業法第21条の3による期間内に…」と記載がありますが、建設業法第24条の3ではないでしょうか？ また、「受注者が…特定建設業者の場合は、建設業法第22条の5の規定による…」と記載がありますが、第24条の5ではないでしょうか？	訂正させて頂きます。	7/20	
97	請書	第34条(請負金の補正) 本文には、「発注者が第18条第4項…」と記載がありますが、本請書案には第18条の第4項が存在しておりませんでした。ご確認をお願いします。 また、「…第23条第1項の定めにより…請負金を補正するものとする。」と記載がありますが、第23条第1項は工期の変更のみでありますので、全てが対象となりますように「…第23条の定めにより…請負金を補正するものとする。」と変更いただけますか？	変更させて頂きます。	7/20	
98	請書	第34条の2(請負金の補正) 本文(1)には、「発注者が第18条第4項…」と記載がありますが、本請書案には第18条の第4項が存在しておりませんでした。ご確認をお願いします。 また、本文(2)には「…その変更が第7条の定めにより…」とありますが、第8条ではないでしょうか？	訂正させて頂きます。	7/20	
99	請書	第36条の2(瑕疵担保責任) 本文(1)の「本項(2)号および(3)号に属さないもの…3年」と記載がありますが、民法上では1年であります。	民法上では瑕疵の事実を知ってから1年ですが、契約者双方の合意があれば、期間を延ばすことができ、当社の希望としては請書(案)に記載した通りです。	7/20	
100	請書	第42条(発注者により契約解除した場合の措置) 本文の「工事出来高金額から第30条の定めにより…」と記載がありますが、第31条ではないでしょうか？	訂正させて頂きます。	7/20	
101	請書	第50条(品質管理状況等の調査・報告) 本文(2)の「発注者が第35条第1項の瑕疵または重大な欠陥を…」と記載がありますが、第36条ではないでしょうか？	訂正させて頂きます。	7/20	